

2023年5月

企業会計基準適用指針公開草案第77号

**金融商品の時価等の開示に関する適用指針
(案)**

企業会計基準適用指針公開草案第77号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（最終改正2020年3月31日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

| 公開草案 | 現行 |
|---|--|
| <p>企業会計基準適用指針第19号 金融商品の時価等の開示に関する適用指針</p> <p style="text-align: right;">2008年（平成20年）3月10日 改正2011年（平成23年）3月25日 改正2019年7月4日 改正2020年3月31日 <u>最終改正20XX年XX月XX日</u> 企業会計基準委員会</p> | <p>企業会計基準適用指針第19号 金融商品の時価等の開示に関する適用指針</p> <p style="text-align: right;">2008年（平成20年）3月10日 改正2011年（平成23年）3月25日 改正2019年7月4日 <u>最終改正2020年3月31日</u> 企業会計基準委員会</p> |
| <p>適用指針</p> <p>注記事項</p> <p>金融商品の時価等に関する事項</p> <p>4. 「金融商品の時価等に関する事項」（金融商品会計基準第40-2項(2)）については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</p> | <p>適用指針</p> <p>注記事項</p> <p>金融商品の時価等に関する事項</p> <p>4. 「金融商品の時価等に関する事項」（金融商品会計基準第40-2項(2)）については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</p> |

| 公開草案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(1) 原則として、<u>リース負債を除く金融商品</u>について、貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができる。</p> <p>なお、有価証券及びデリバティブ取引については、当該有価証券又はデリバティブ取引により生じる正味の債権又は債務等の内容を示す名称を付した科目をもって貸借対照表上に掲記していない場合でも注記する。また、貸借対照表上の掲記にかかわらず、有価証券については、流動資産における項目と固定資産における項目とを合算して注記することができ、デリバティブ取引については、資産項目と負債項目とを合算して注記することができる。</p> <p>また、貸借対照表において契約資産を顧客との契約から生じた債権等の金融資産と区分して表示していない場合、当該貸借対照表の科目について、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、当該貸借対照表の科目のうち、契約資産を除く顧客との契約から生じた債権等の金融資産について、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記することも妨げない。</p> <p>加えて、個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式については、個別財務諸表上、子会社株式と関連会社株式にそれぞれ区別して注記する。</p> | <p>(1) 原則として、<u>金融商品に関する</u>貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができる。</p> <p>なお、有価証券及びデリバティブ取引については、当該有価証券又はデリバティブ取引により生じる正味の債権又は債務等の内容を示す名称を付した科目をもって貸借対照表上に掲記していない場合でも注記する。また、貸借対照表上の掲記にかかわらず、有価証券については、流動資産における項目と固定資産における項目とを合算して注記することができ、デリバティブ取引については、資産項目と負債項目とを合算して注記することができる。</p> <p>また、貸借対照表において契約資産を顧客との契約から生じた債権等の金融資産と区分して表示していない場合、当該貸借対照表の科目について、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、当該貸借対照表の科目のうち、契約資産を除く顧客との契約から生じた債権等の金融資産について、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記することも妨げない。</p> <p>加えて、個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式については、個別財務諸表上、子会社株式と関連会社株式にそれぞれ区別して注記する。</p> <p>なお、金融商品の時価は、金融商品会計基準等に定める時価</p> |

| 公開草案 | 現行 |
|--|--|
| <p>なお、金融商品の時価は、金融商品会計基準等に定める時価に基づいて算定するものとし、委託手数料等取引に付随して発生する費用は含めないものとする。</p> <p>(以下 略)</p> | <p>に基づいて算定するものとし、委託手数料等取引に付随して発生する費用は含めないものとする。</p> <p>(以下 略)</p> |
| <p>(5) 社債、長期借入金、リース負債及びその他の有利子負債については、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記する。</p> | <p>(5) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債については、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記する。</p> |
| <p>金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項</p> <p>5-2. 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」(金融商品会計基準第40-2項(3))については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</p> <p>(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、貸借対照表日におけるレベル1の時価の合計額、レベル2の時価の合計額及びレベル3の時価の合計額をそれぞれ注記する(企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(以下「時価算定会計基準」という。)第12項)。</p> <p>(2) 第4項(1)に従って貸借対照表日における時価を注記する金融資産及び金融負債((1)で注記する金融資産及び金融負債並びにリース債権及びリース投資資産を除く。)について、適切な区分に基づき、貸借対照表日におけるレベル1の時価の合計額、レベル2の時価の合計額及びレベル3の時価の合計額をそれぞれ注記</p> | <p>金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項</p> <p>5-2. 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」(金融商品会計基準第40-2項(3))については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</p> <p>(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、貸借対照表日におけるレベル1の時価の合計額、レベル2の時価の合計額及びレベル3の時価の合計額をそれぞれ注記する(企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(以下「時価算定会計基準」という。)第12項)。</p> <p>(2) 第4項(1)に従って貸借対照表日における時価を注記する金融資産及び金融負債((1)で注記する金融資産及び金融負債を除く。)について、適切な区分に基づき、貸借対照表日におけるレベル1の時価の合計額、レベル2の時価の合計額及びレベル3の時価の合計額をそれぞれ注記する。</p> |

| 公開草案 | 現行 |
|---|--|
| <p>する。</p> <p>(3) (1)及び(2)に従って注記される金融資産及び金融負債のうち、貸借対照表日における時価がレベル2の時価又はレベル3の時価に分類される金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、以下を注記する。</p> <p>① 時価の算定に用いた評価技法及びインプット（時価算定会計基準第4項(5)）の説明</p> <p>② 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合、その旨及び変更の理由</p> <p>(以下 略)</p> | <p>(3) (1)及び(2)に従って注記される金融資産及び金融負債のうち、貸借対照表日における時価がレベル2の時価又はレベル3の時価に分類される金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、以下を注記する。</p> <p>① 時価の算定に用いた評価技法及びインプット（時価算定会計基準第4項(5)）の説明</p> <p>② 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合、その旨及び変更の理由</p> <p>(以下 略)</p> |
| <p>適用時期等</p> <p>7-8. <u>20XX年改正の本適用指針（以下「20XX年改正適用指針」という。）の適用時期は、20XX年に公表された企業会計基準第XX号「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）の適用時期と同様とする。</u></p> | <p>適用時期等</p> <p>（新 設）</p> |
| <p>結論の背景</p> <p>経 緯</p> <p>9-4. <u>20XX年改正適用指針では、20XX年のリース会計基準の公表に伴い、国際的な会計基準との整合性も考慮し、リース負債について「金融商品の時価等に関する事項」及び「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記の対象としないこととし、リース債</u></p> | <p>結論の背景</p> <p>経 緯</p> <p>（新 設）</p> |

| 公開草案 | 現行 |
|--|--|
| <p>権及びリース投資資産について「<u>金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項</u>」の注記の対象としないこととした。</p> | |
| <p>注記事項</p> <p>金融商品の時価等に関する事項 (時価の注記)</p> <p>24. ファイナンス・リースにより認識されたリース債権は、金融資産であり、時価開示の対象となる。また、貸手において、所有権移転外ファイナンス・リースで資産に計上されることとなるリース投資資産は、リース料債権（将来のリース料を収受する権利で、残価保証額を含む。）と見積残存価額（リース期間終了時に見積られる残存価額で残価保証のない額）から構成される複合的な資産であり、このうち前者のリース料債権に係る部分については、金融商品的な性格を有すると考えられる（リース会計基準 <u>BC50 項</u>及び<u>BC51 項</u>）。このため、当該リース料債権に係る部分についても、金融資産の時価開示の対象とすることが考えられる。</p> <p>ただし、貸手としてのリースに重要性が乏しいと認められる場合（<u>企業会計基準適用指針第 XX 号「リースに関する会計基準の適用指針」</u>（以下「<u>リース適用指針</u>」という。）第 <u>70 項</u>及び第 <u>71 項</u>）には、貸借対照表上、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記していても、金融商品会計基準等の適用にあたり重要性が乏しいと認め、第 4 項の注記をしないことができる。</p> | <p>注記事項</p> <p>金融商品の時価等に関する事項 (時価の注記)</p> <p>24. ファイナンス・リース取引により認識されたリース債権又はリース債務は、<u>金融資産又は金融負債</u>であり、時価開示の対象となる。また、貸手において、所有権移転外ファイナンス・リース取引で資産に計上されることとなるリース投資資産は、リース料債権（将来のリース料を収受する権利で、残価保証額を含む。）と見積残存価額（リース期間終了時に見積られる残存価額で残価保証のない額）から構成される複合的な資産であり、このうち前者のリース料債権に係る部分については、<u>金融商品的な性格を有すると考えられている</u>（<u>企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」</u>（以下「<u>リース会計基準</u>」という。）第 <u>40 項</u>及び第 <u>41 項</u>）。このため、当該リース料債権に係る部分についても、金融資産の時価開示の対象とすることが<u>適当と</u>考えられる。</p> <p>ただし、<u>ファイナンス・リース取引の借手においてリース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合</u>（<u>企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」</u>（以下「<u>リース会計適用指針</u>」という。）第 <u>31 項</u>から第 <u>33 項</u>）、及び、<u>貸手としてのリース取引に重要性が乏しいと認められる場合</u>（<u>リース会計適用指針第</u></p> |

| 公開草案 | 現行 |
|---|---|
| | <p>59 項及び第 60 項) には、貸借対照表上、当該資産又は負債を示す名称を付した科目をもって掲記していても、金融商品会計基準等の適用にあたり重要性が乏しいと認め、第 4 項の注記をしないことができる。</p> <p>なお、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合において通常の貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合（リース会計適用指針第 34 項及び第 35 項並びに第 45 項及び第 46 項）には、リース債権又はリース投資資産とリース債務は計上されておらず、本適用指針の対象外となる。</p> |
| <p>24-2. 20XX 年改正適用指針では、リース会計基準の公表に伴い、2020 年改正適用指針における注記対象の再検討を行った。検討の結果、<u>国際的な会計基準との整合性も考慮し、リース債権及びリース投資資産について、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」（本適用指針第 5-2 項参照）の注記の記載の対象としないこととした。</u></p> <p>また、<u>リース負債については、リース会計基準の公表により、すべてのリースに係るリース負債が計上されること、変動リースの見積り等リース負債の時価の算定が複雑であること、国際的な会計基準がコストと複雑性の観点から公正価値の開示を求めないこととしたこと、財務諸表利用者が借入金や社債の時価に比してリース負債の時価を分析に用いる頻度が相対的に低いと考えられることなど、コスト・ベネフィットの観点から、「金融商品の時価等に関する事項」（本適用指針第 4 項参照）及び「金融商品の時価のレベルごとの内</u></p> | <p>(新 設)</p> |

| 公開草案 | 現行 |
|---|--|
| <p><u>訳等に関する事項」(本適用指針第 5-2 項参照) の注記事項の記載の対象としないこととした。</u></p> | |
| <p>25. リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引についても、リース会計基準及びリース適用指針に定める方法により会計処理するが、貸手は企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」(以下「<u>企業会計基準第 13 号</u>」という。)の適用初年度の前年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を<u>企業会計基準第 13 号の適用初年度のリース投資資産の期首の価額として計上することができるものとされており</u>(リース適用指針第 111 項)、この場合、リース投資資産の貸借対照表計上額は元本回収予定額と異なるため、貸借対照表日において、その時価との間に重要な差額がある場合には、その旨を示すことが適当であると考えられる。</p> <p>なお、リース取引開始日が<u>企業会計基準第 13 号の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準第 13 号に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたもの</u>については、引き続き通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用することができるものとされている(リース適用指針第 112 項)。この場合、リース債権又はリース投資資産は計上されておらず、引き続き通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している旨を示すこととなり、本適用指針の対象外となる。</p> | <p>25. リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引についても、リース会計基準及びリース<u>会計適用指針</u>に定める方法により会計処理するが、<u>借手はリース会計基準適用初年度の前年度末における未経過リース料残高をリース債務に計上することができるものとされている</u>(リース会計適用指針第 78 項)。この場合においても、原則として、<u>当該リース債務は時価開示の対象となるが、貸借対照表計上額となるリース債務には利息相当額が含まれているため、貸借対照表計上額と貸借対照表日における時価との間に重要な差額がある場合には、その旨を示すことが適当であると考えられる。</u>同様に、<u>貸手はリース会計基準適用初年度の前年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上することができるものとされており</u>(リース<u>会計適用指針</u>第 81 項)、この場合、リース投資資産の貸借対照表計上額は元本回収予定額と異なるため、貸借対照表日において、その時価との間に重要な差額がある場合には、その旨を示すことが適当であると考えられる。</p> <p>なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引で、<u>リース会計基準に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたもの</u>については、引き続き通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用することができるものとされている(リース<u>会計適用指針</u>第 79 項及び第 82 項)。この場合、リース債権</p> |

| 公開草案 | 現行 |
|--|--|
| | <p>又はリース投資資産とリース債務は計上されておらず、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している旨を示すこととなり、本適用指針の対象外となる。</p> |
| <p>(その他の注記)</p> <p>37. 保有している債券等と同様に、金融負債の返済に必要なキャッシュ・フローをある程度予測できるように、本適用指針においては、社債、長期借入金、リース負債及びその他の有利子負債について、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を財務諸表に注記するものとした。</p> <p>なお、これまで、社債並びに長期借入金及びその他の有利子負債については、附属明細表において、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を記載することとされており、当該負債の返済予定期間が最大でも5年内であって、かつ、当該記載が行われている場合には、その旨の記載をもって代えることができる。</p> | <p>(その他の注記)</p> <p>37. 保有している債券等と同様に、金融負債の返済に必要なキャッシュ・フローをある程度予測できるように、本適用指針においては、社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債について、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を財務諸表に注記するものとした。</p> <p>なお、これまで、社債並びに長期借入金及びその他の有利子負債については、附属明細表において、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を記載することとされており、当該負債の返済予定期間が最大でも5年内であって、かつ、当該記載が行われている場合には、その旨の記載をもって代えることができる。</p> |
| <p>参考（開示例）</p> <p>2. 製造業</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションにつ</p> | <p>参考（開示例）</p> <p>2. 製造業</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションにつ</p> |

| 公開草案 | 現行 |
|--|---|
| <p>いて先物為替予約を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。</p> <p>営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金、社債及びリース負債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年半後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。</p> <p>デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。</p> | <p>いて先物為替予約を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。</p> <p>営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年半後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。</p> <p>デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。</p> |
| <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> | <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> |

| 公開草案 | | | | 現行 | | | | | |
|--|----------------|------|------|--|----------------|------|------|------|-----|
| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 | | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 | | |
| (中略) | | | | (中略) | | | | | |
| (4) 長期借入金 | xxx | xxx | xxx | (4) 長期借入金 | xxx | xxx | xxx | | |
| 負債計 | xxx | xxx | xxx | (5) リース債務 | xxx | xxx | xxx | | |
| (中略) | | | | 負債計 | xxx | xxx | xxx | | |
| | | | | (中略) | | | | | |
| (注4) 社債、長期借入金、リース負債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額については、連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」を参照ください。 | | | | (注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額については、連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」を参照ください。 | | | | | |
| 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 (単位：百万円) | | | | 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 (単位：百万円) | | | | | |
| 区分 | 時価 | | | | 区分 | 時価 | | | |
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| (中略) | | | | | (中略) | | | | |
| 長期借入金 | — | xxx | — | xxx | 長期借入金 | — | xxx | — | xxx |
| デリバティブ取引 | | | | | リース債務 | 二 | xxx | 二 | xxx |
| 通貨関連 | — | xxx | — | xxx | デリバティブ取引 | | | | |
| 金利関連 | — | xxx | — | xxx | 通貨関連 | — | xxx | — | xxx |

| 公開草案 | | | | | 現行 | | | | |
|---|---|-----|---|-----|--|---|-----|---|-----|
| 負債計 | — | xxx | — | xxx | 金利関連 | — | xxx | — | xxx |
| | | | | | 負債計 | — | xxx | — | xxx |
| 長期借入金 <u>長期借入金</u> の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。 | | | | | 長期借入金及びリース債務 <u>これら</u> の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。 | | | | |

以 上